

○群馬県文化財保護審議会条例

昭和五十一年三月三十一日条例第八号

改正

平成一七年 三月二四日条例第四八号

平成二四年 三月二七日条例第四六号

令和 二年 三月二七日条例第一二号

群馬県文化財保護審議会条例をここに公布する。

群馬県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条の規定により、群馬県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置く。
- 3 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。

(任命)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時専門委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四条 委員及び専門委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時専門委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、規則の定めるところにより、専門部会を置く。

2 専門部会は、専門委員及び臨時専門委員をもつて構成し、専門部会に属すべき専門委員及び臨時専門委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、専門部会長を置き、当該専門部会に属する専門委員の互選により選任する。

4 専門部会長は、当該専門部会の会務を掌理する。

5 専門部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する専門委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門部会に対する調査の指示等)

第八条 審議会は、知事から諮問を受けたときは、専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて審議するものとする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、地域創生部において処理する。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十四日条例第四十八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日条例第四十六号)

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二十七日条例第十二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。